

各都道府県担当部局長 殿
（公金収納のデジタル化担当課、市区町村担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（公金収納のデジタル化担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

地方公共団体の公金収納のデジタル化（eLTAX の活用）の取組に関する
対応について（通知）

地方公共団体の公金収納のデジタル化については、「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）等に基づき、デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁において、遅くとも令和 8 年 9 月までに eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した地方税以外の公金収納を開始することを目指し、所要の取組を推進することとしているところです。

この度、eLTAX を活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 65 号）が公布されるとともに、地方税共同機構から、各地方公共団体での検討にあたって必要となるシステム改修に係る事業者（ベンダー）からの見積もりを取得するための参考資料（以下「見積参考資料」という。）が公開されました。

これまでも、各地方公共団体においては、eLTAX を活用した公金収納の開始に向けて検討を進めていただいているところですが、この取組は全国的に導入されることでより大きな効果が期待されるものであることから、下記の事項にもご留意いただいた上で、さらなる積極的なご対応をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知いただくようお願いします。また、各都道府県・指定都市・市区町村の公金収納のデジタル化担当課においては、庁内の各公金の担当課に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 eLTAX を活用した公金収納の取組は、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（令和 6 年 7 月 2 日付け総行行第 280 号等総務大臣通知。別添 1）においても示されているとおり、住民や事業者の利便性向上のみならず、金融機関や地方公共団体において非効率・高コストとなっているとの指摘がされている収納事務の効率化・合理化につながるなど、大きなメリットがあるものであり、遅くとも令和 8 年 9 月までに開始することを目指していることを踏まえ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等を参照し、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金（ア及びイ）への対応を着実に進めるとともに、それ以外の公

金（ウ）についても eLTAX を活用した納付を可能とすることについて積極的に検討いただきたいこと。

ア いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

ウ 普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

- 2 eLTAX を活用した公金収納について、令和 8 年 9 月までに開始することを目指していることから、令和 8 年度に各地方公共団体の公金の収納管理を行うシステムと eLTAX との連動試験を行う必要があることも考慮すると、令和 7 年度中に各地方公共団体においてシステムの改修が必要となることが見込まれること。こうしたことを踏まえ、地方税共同機構から公開された見積参考資料を活用し、令和 7 年度のシステム改修に必要な予算要求に向けて、見積もりの取得などの対応について、事業者（ベンダー）との調整を進めていただきたいこと。

ただし、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく標準化対象事務に係る公金である国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、今後、各標準仕様書の検討会において、各地方公共団体及び事業者等の意見を伺いながら実装類型や適合基準日[※]等を含めた検討を実施し、標準仕様書に eLTAX を活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する改定が行われる予定である。このため、当面は各検討会における検討経過を参考とした上で見積参考資料を活用して検討を進めつつ、標準仕様書が改定された場合には、標準仕様書に基づき対応を行っていただきたいこと。

※標準準拠システムへの移行期限は原則令和 7 年度末までとされているところ、当該期限より後に適合を求めることを想定しており、地方公共団体や事業者等の意見を踏まえ、適合基準日の設定を行う予定としている。

- 3 「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q&A」について、別添 2 のとおり更新したことから、各地方公共団体における検討の参考とされたいこと。
- 4 地方公共団体における取組の進捗状況については、今後、改めて調査を行うことを予定していること。

【参考】

- ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）
https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html
- ・ 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画
https://www.soumu.go.jp/denshijiti/index_00001.html
- ・ 地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihou_digital/index.html